



佐賀県公報

平成17年
11月28日
(月曜日)
第 12687号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 取引店及び緊急支払店の指定の一部改正

公 告

- 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

○ 告 示

(公 告) 二

○佐賀県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月二十八日から平成十七年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間
県道 鳥巣浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畠田二三七番六地先から唐津市浜玉町浜崎字畠田二三六番二地先まで
	（平成一七・一一・二八）

○佐賀県告示第五百九十九号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第二百六十四号）の一部

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間		後 の 変更前	幅員 メートル	延長 メートル
		前	後			
県道 鳥巣浜崎停車場線				一八・四	一〇九・〇	
		六・五	六・九	六・六	九〇・六	
		九〇・六				

を次のとおりとする。

平成十七年十一月二十八日

佐賀県長崎市
丸歴史館
丸歴史館 大阪事務所」による、同様の株式会社佐賀銀行大阪支店の譲り受け。

本丸歴史館

本丸歴史館

株式会社佐賀銀行長崎支店の譲り受け。

佐賀県長崎市
丸歴史館
丸歴史館 大阪事務所」による、同様の株式会社佐賀銀行大阪支店の譲り受け。

○ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月28日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
21	武雄市武雄町大字永島字野間 15214番1、15214番12及び 15214番13	平成17年 11月18日	5.0~ 5.02	26.9

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

2 経験者講習会開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月28日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県公安委員会
委員長 檜垣 南治子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成18年1月20日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成18年3月20日（月曜日） 午前9時から午後5時まで	"

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成17年11月28日

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成18年1月13日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成18年2月16日（木曜日） 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

(1) 初心者講習会は、初めて獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。

(2) 経験者講習会は、獣銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。

(3) 受講希望者は、獣銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課
(電話代表0952-24-1111 内線3173) 又は各警察署の生活安全課若しくは
生活安全・刑事課に問い合わせてください。

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷